

# 令和8年度障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業業務

## 2 事業の目的

滋賀県では、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）を策定し、「誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、人と人がつながる滋賀」を基本目標に掲げ、障害者の文化芸術活動の推進に取り組んでいる。

滋賀県内の文化施設における手話通訳やバリアフリー日本語字幕、音声ガイドなど、障害のある人に対する鑑賞サポート等の情報保障の実施状況は低いため、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に親しむ環境を充実させていく必要がある。

本事業は、滋賀県が、市町の文化施設関係者、福祉関係者、地域の活動者等と連携し、障害の有無に関係なく誰もが楽しめる文化芸術プログラムを開催するとともに、情報保障を行った文化芸術プログラムの開催を通じて、市町の文化施設等が、誰もが楽しめる文化芸術プログラムを企画・運営するノウハウの習得を促進する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

## 4 事業の内容

本事業では、県内4地域の文化施設において、障害の有無に関係なく誰もが楽しめる文化芸術プログラムを開催する。

### ア 大津地域

事業内容：大津市湖都文化実行委員会が主催する文化祭オープニングセレモニーの中で障害者演劇団体と協力し、演劇イベントおよび参加者と障害者演劇団体メンバーによる座談会等の交流会を開催する。

公演時期：令和8年9月頃（予定）

公演場所：大津市生涯学習センター（大津市本丸町6-50）（予定）

業務内容：次の（ア）～（ウ）のとおりにする。なお、最終的な内容については、県、財団、大津市湖都文化実行委員会、障害者演劇団体と協議の上、決定することとする。

#### （ア）演劇イベントおよび交流会の開催

大津市湖都文化実行委員会が主催する文化祭オープニングセレモニーの中で障害者演劇団体（まちかどプロジェクト）による演劇イベントおよび交流会を開催する。演劇イベントおよび交流会の内容については提案による。ただし、大津市湖都文化実行委員会が主催する文化祭の参加者ターゲット層（親子）が自然と参加できる内容にすること。

#### （イ）広報の実施

事業への参加を促進するため、広報を行うこと。

また、事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、大津市湖都文化実行委員会との協議の上決定すること。

(ウ) その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

## イ 愛荘地域

事業内容：障害の有無に関係なく誰もが楽しめるステンドグラス風アート制作ワークショップの開催

愛荘町立ハーティセンター秦荘（以下「ハーティセンター」という。）と連携し、外出が困難な方など誰もが参加できるステンドグラス風アート制作ワークショップを開催すること。

開催時期：令和8年9月26日（土）の2時間程度（予定）

開催場所：愛荘町立ハーティセンター秦荘（愛知郡愛荘町安孫子 822 番地）

業務内容：次の（ア）～（ウ）のとおりにする。なお、最終的な内容については、県、ハーティセンターと協議の上、決定することとする。

(ア) 誰もが参加できるステンドグラス風アート制作ワークショップの開催

ステンドグラス風アートの内容については提案による。ただし、完成した作品はハーティセンターの窓ガラスを活用することを想定し、作品の取り外しが可能なものとする。

また、外出が困難な方も参加できる工夫についても提案すること。

(イ) 広報の実施

事業への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。

また、事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、ハーティセンターとの協議の上決定すること。

(ウ) その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

## ウ 草津地域

事業内容：障害の有無に関係なく誰もが楽しめるミュージカル公演の開催

公益財団法人草津市コミュニティ事業団（以下「草津事業団」という。）が行うミュージカル公演において、障害の有無に関係なく誰もが楽しめるよう情報保障を行うこと。

開催時期：ミュージカル：令和9年3月7日（日）の1日2公演（予定）

（公演時間1時間半程度）

作品展示：ミュージカル公演日を含む2週間程度（予定）

開催場所：草津市立草津クリアホール（草津市野路六丁目 15 番 11 号）

業務内容：次の（ア）～（オ）のとおりとする。なお、最終的な内容については、県、財団、草津事業団との協議の上、決定すること。

（ア）障害の有無に関係なく誰もが楽しめるミュージカル公演に伴う情報保障や鑑賞サポートの実施

草津事業団が実施するミュージカルに聴覚障害の有無に関わらず誰もが楽しめるよう情報保障をつける。スクリーンによる字幕表示は必須とし、その他多様な特性にも配慮した鑑賞サポートを実施すること。

（イ）作品展示にかかる支払業務

草津事業団と県が主催として実施する障害者作品の展示会にかかる経費を事業団あてに上限 50 万円として支払う。なお、本展示会にかかる展示や運営などの一切の事務は事業団にて実施するものとする。

（ウ）障害の理解に繋がる体験・参加型プログラムの実施

ミュージカル公演や作品展示会の鑑賞者が、障害の理解に繋がる体験・参加型プログラムを実施する。プログラムの内容は提案による。

（エ）広報の実施

事業への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。

また事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、草津事業団との協議の上決定すること。

（オ）その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

## エ 栗東地域

事業内容：栗東芸術文化会館さきらが主催する親子向けイベントの中で開催される、ベビー向け公演（対象年齢：0 歳～3 歳）およびキッズ向け公演（対象年齢：4 歳～9 歳程度）において、障害の有無に関係なく誰もが楽しめるよう情報保障を行うこと。

公演時期：令和 9 年 1 月 23 日（土）各公演 45 分×1 日 2 回、計 4 公演（予定）

公演場所：栗東芸術文化会館さきら（栗東市糺二丁目 1 番 28 号）

業務内容：次の（ア）～（エ）のとおりにする。なお、最終的な内容については、県、財団、さきら、出演者と協議の上、決定することとする。

（ア）ベビー向け公演に伴う情報保障の実施

ベビー向け音楽コンサート（予定）（対象年齢：0 歳～3 歳）に障害の有無に関わらず誰もが楽しめるよう情報保障をつける。情報保障の内容は提案による。なお、出演者・公演内容についてはさきらにて決定する。

（イ）キッズ向け公演に伴う情報保障の実施

キッズ向けリトミックコンサート（予定）（対象年齢：4歳～9歳程度）に障害の有無に関わらず誰もが楽しめるよう情報保障をつける。スクリーンによる字幕表示は必須とし、その他多様な特性にも配慮した鑑賞サポートを実施すること。なお、出演者・公演内容についてはさきらにて決定する。

#### （ウ）広報の実施

事業への参加を促進するため、広報を行うこと。

また、事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、さきらとの協議の上決定すること。

#### （エ）その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

## 5 成果物

本事業の成果品として、以下を提出すること。また、事業完了後は、速やかに一連の事業の実施内容等をまとめた事業報告書を提出すること。

### （1）事業報告書 1部

各地域のプログラムの概要、参加者実績、プログラム開催にあたっての課題や、今後、同様のプログラムを開催するにあたって工夫するべき点などを記載すること。

### （2）作成した成果物一式（作成したチラシ、動画・写真等）

### （3）上記データ等を収録した記録媒体（DVD-R 等）

## 6 再委託

（1）受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

（2）受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。

（3）受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

## 7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

（1）業務内容の詳細および本仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。

（2）4の会場使用料については、原則不要とする。ただし、機材や備品等を持ち込む場合は、機材等およびそのオペレーターに係る経費について、委託料で賄うこと。

（3）受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

（4）本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。

（5）本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の

発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。

- (6) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (7) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (8) 本業務に係る経理を明らかにするために、他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- (9) 本業務が、会計検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。
- (10) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、県が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。